

平成24年12月13日 開会
平成24年12月 日 閉会

平成24年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

承認第1号	工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて……	P 1
承認第2号	工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて……	P 3
承認第3号	平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて……	P 5
承認第4号	平成24年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて……	P 7
承認第5号	平成24年度江差町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて……	P 21
議案第1号	平成24年度江差町一般会計補正予算(第8号)について……	P 33
議案第2号	平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について……	P 47
議案第3号	江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について……	P 61
議案第4号	江差町暴力団排除条例の制定について……	P 63
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の任命について……	P 67
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……	P 69

承認第1号

工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

平成24年6月14日、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定により議決した、平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事請負契約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

議決された平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事について、設計変更に伴う契約金額の変更を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事請負契約の一部変更について別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月3日

江差町長 濱 谷 一 治

工事請負契約の一部変更について

記

- 1 契約の目的 平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事
- 2 工事場所 檜山郡江差町字田沢町地内
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 契約の相手方 前田・道南土木経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町168番地の1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲男
- 5 契約の金額 変更前 94,500,000円
変更後 100,464,000円

承認第2号

工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

平成24年6月14日、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定により議決し、平成24年10月3日、専決処分により一部変更した平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事請負契約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

議決された平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事について、設計変更に伴う契約金額の変更を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事請負契約の一部変更について別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月16日

江差町長 濱 谷 一 治

工事請負契約の一部変更について

記

- 1 契約の目的 平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事
- 2 工事場所 檜山郡江差町字田沢町地内
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 契約の相手方 前田・道南土木経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町168番地の1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲男
- 5 契約の金額 変更前 100,464,000円
変更後 99,487,500円

承認第3号

平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成24年10月14日に発生した落雷による被害の復旧に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度江差町水道事業会計補正予算を次の通り専決処分する。

平成24年10月29日

江差町長 濱谷 一治

平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予算額）	（計）
1 収益的収入		399,760	3,977	403,737
	2 営業外収益	95,359	3,977	99,336

支出

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予算額）	（計）
1 収益的支出		447,866	3,977	451,843
	1 営業費用	342,599	3,977	346,576

承認第4号

平成24年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成24年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和2
2年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

衆議院が解散されたことにより、早急に選挙事務を遂行する必要があることから
所要の経費を専決処分をしたことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

江差町長 濱 谷 一 治

平成24年度江差町一般会計補正予算（第6号）

平成24年度江差町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,853,009千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	衆議院議員選挙費	衆議院議員総選挙	7,857	7,854				3	
計			7,857	7,854				3	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		2,303,924	3	2,303,927
	1 地方交付税	2,303,924	3	2,303,927
13 国庫支出金		305,842	7,854	313,696
	3 委託金	1,994	7,854	9,848
歳入合計		4,845,152	7,857	4,853,009

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		775,051	7,857	782,908
	4 選挙費	12,610	7,857	20,467
歳 出 合 計		4,845,152	7,857	4,853,009

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,303,924	3	2,303,927
13 国庫支出金	305,842	7,854	313,696
歳入合計	4,845,152	7,857	4,853,009

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	775,051	7,857	782,908	7,854			3
歳出合計	4,845,152	7,857	4,853,009	7,854	0	0	3

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 地方交付税	2,303,924	3	2,303,927
1 地方交付税	2,303,924	3	2,303,927
1 地方交付税	2,303,924	3	2,303,927
13 国庫支出金	305,842	7,854	313,696
3 委託金	1,994	7,854	9,848
1 総務費委託金	94	7,854	7,948
歳入合計	4,845,152	7,857	4,853,009

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	3	普通交付税
2	選挙費委託金	7,854	衆議院議員総選挙

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	775,051	7,857	782,908	7,854			3
4 選挙費	12,610	7,857	20,467	7,854			3
4 衆議院議員選挙費	0	7,857	7,857	7,854			3
歳出合計	4,845,152	7,857	4,853,009	7,854	0	0	3

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	639	投開票管理者・立会人報酬
3	職員手当等	4,166	時間外勤務手当 3,926 管理職特別勤務手当 240
7	賃金	1,269	事務補助員外
8	報償費	60	選挙公報配布謝礼
11	需用費	503	消耗品費 170 燃料費 60 食糧費 122 印刷製本費 151
12	役務費	416	通信運搬費 414 手数料 2
13	委託料	470	ポスター掲示場作成委託外 340 選挙公報配布委託 60 投票用紙交付機保守業務委託 70
14	使用料及び賃借料	134	コピー機・プリンタ借上料外 104 自動車借上料 30
16	原材料費	200	ポスター掲示板作成原材料

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	2		14,952	4,922 3.95		226	5,626	25,726	4,226	29,952
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	15,193	47,357
	その他の特 別	191	12,700						12,700		12,700
	計	205	39,136	14,952	10,650		226	5,626	70,590	19,419	90,009
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別		639						639		639
	計		639						639		639
補 正 後	長 等	2		14,952	4,922		226	5,626	25,726	4,226	29,952
	議 員	12	26,436		5,728				32,164	15,193	47,357
	その他の特 別	191	12,061						12,061		12,061
	計	205	38,497	14,952	10,650		226	5,626	69,951	19,419	89,370

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	95		350,201	253,589	603,790	115,937	719,727	
補 正 額				4,166	4,166		4,166	
補 正 後	95		350,201	257,755	607,956	115,937	723,893	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補 正 前	12,780	8,253	80,022	40,506	2,476	11,408	1,418	4,470
補 正 額							3,926			
補 正 後	12,780	8,253	80,022	40,506	2,476	15,334	1,418	4,470	7,860	
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考					
補 正 前	1,533			82,863						
補 正 額			240							
補 正 後	1,533		240	82,863						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	4,166	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	4,166	選挙時間外ほか	4,166

承認第5号

平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

12月6日の暴風による職員住宅の被害の復旧に係る所要の経費を専決処分をしたことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成24年12月 6日
江差町長 濱 谷 一 治

平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）

平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,853,457千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	南が丘職員住宅補修	448					448	
計			448					448	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		2,303,927	448	2,304,375
	1 地 方 交 付 税	2,303,927	448	2,304,375
歳 入 合 計		4,853,009	448	4,853,457

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	務 費	782,908	448	783,356
	1 総 務 管 理 費	730,770	448	731,218
歳 出	合 計	4,853,009	448	4,853,457

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,303,927	448	2,304,375
歳入合計	4,853,009	448	4,853,457

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	782,908	448	783,356				448
歳出合計	4,853,009	448	4,853,457	0	0	0	448

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 地方交付税	2,303,927	448	2,304,375
1 地方交付税	2,303,927	448	2,304,375
1 地方交付税	2,303,927	448	2,304,375
歳入合計	4,853,009	448	4,853,457

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
1 地 方 交 付 税	448	普通交付税

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	782,908	448	783,356				448
1 総務管理費	730,770	448	731,218				448
5 財産管理費	67,162	448	67,610				448
歳出合計	4,853,009	448	4,853,457	0	0	0	448

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	需用費	448	修繕料（南が丘職員住宅外壁補修）

議案第1号

平成24年度江差町一般会計補正予算（第8号）について

平成24年度江差町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ61,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,914,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成24年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成24年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	越前バス待合所設置	489					489	
総務費	企画費	生活交通路線等維持費補助	16,636					16,636	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出	1,358					1,358	
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センタースプリンクラー改修	578					578	
民生費	障害者福祉費	障害者自立支援対策推進	340		255			85	
民生費	障害者福祉費	障害者自立支援給付	37,864	18,932	9,466			9,466	
民生費	障害者福祉費	更生医療給付	1,866	933	466			467	
商工費	追分振興費	第50回記念江差追分全国大会実行委員会補助	1,000				1,000		
教育費	(小学校費)学校管理費	南が丘小学校非常口等修繕	1,032				516	516	
計			61,163	19,865	10,187		1,516	29,595	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		2,304,375	29,595	2,333,970
	1 地 方 交 付 税	2,304,375	29,595	2,333,970
13 国 庫 支 出 金		313,696	19,865	333,561
	1 国 庫 負 担 金	275,252	19,865	295,117
14 道 支 出 金		264,616	10,187	274,803
	1 道 負 担 金	170,893	9,932	180,825
	2 道 補 助 金	79,646	255	79,901
19 諸 収 入		292,562	1,516	294,078
	4 交 付 金	10,686	1,000	11,686
	6 雑 入	22,675	516	23,191
歳 入 合 計		4,853,457	61,163	4,914,620

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		783,356	17,125	800,481
	1 総務管理費	731,218	17,125	748,343
3 民生費		1,317,792	42,006	1,359,798
	1 社会福祉費	1,118,967	42,006	1,160,973
7 商工費		195,711	1,000	196,711
	1 商工費	195,711	1,000	196,711
10 教育費		428,689	1,032	429,721
	2 小学校費	72,112	1,032	73,144
歳出合計		4,853,457	61,163	4,914,620

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎警備委託	平成24年度～平成25年度	7,188
役場庁舎清掃委託	平成24年度～平成25年度	3,116
福祉バス運行委託	平成24年度～平成25年度	1,271
ひのき荘ボイラー代行運転委託	平成24年度～平成25年度	2,725
在宅型総合福祉施設清掃委託	平成24年度～平成25年度	1,610
スクールバス運行委託（小学校）	平成24年度～平成25年度	8,100
スクールバス運行委託（中学校）	平成24年度～平成25年度	8,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,304,375	29,595	2,333,970
13 国庫支出金	313,696	19,865	333,561
14 道支出金	264,616	10,187	274,803
19 諸収入	292,562	1,516	294,078
歳入合計	4,853,457	61,163	4,914,620

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	783,356	17,125	800,481				17,125
3民生費	1,317,792	42,006	1,359,798	30,052			11,954
7商工費	195,711	1,000	196,711			1,000	
10教育費	428,689	1,032	429,721			516	516
歳出合計	4,853,457	61,163	4,914,620	30,052	0	1,516	29,595

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,304,375	29,595	2,333,970
1 地方交付税	2,304,375	29,595	2,333,970
1 地方交付税	2,304,375	29,595	2,333,970
13 国庫支出金	313,696	19,865	333,561
1 国庫負担金	275,252	19,865	295,117
1 民生費国庫負担金	265,021	19,865	284,886
14 道支出金	264,616	10,187	274,803
1 道負担金	170,893	9,932	180,825
1 民生費道費負担金	168,796	9,932	178,728
2 道補助金	79,646	255	79,901
1 民生費道費補助金	28,355	255	28,610
19 諸収入	292,562	1,516	294,078
4 交付金	10,686	1,000	11,686
5 商工費交付金	0	1,000	1,000
6 雑入	22,675	516	23,191
1 雑入	22,675	516	23,191
歳入合計	4,853,457	61,163	4,914,620

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	29,595	普通交付税
1	社会福祉費負担金	19,865	更生医療給付 933 障害者自立支援給付 18,932
1	社会福祉費負担金	9,932	更生医療給付 466 障害者自立支援給付 9,466
1	社会福祉費補助金	255	障害者自立支援対策推進
1	商工費交付金	1,000	北海道市町村振興協会補助（いきいきふるさと推進補助）
2	雑入	516	建物災害共済金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	783,356	17,125	800,481				17,125
1 総務管理費	731,218	17,125	748,343				17,125
5 財産管理費	67,610	489	68,099				489
6 企画費	29,384	16,636	46,020				16,636
3 民生費	1,317,792	42,006	1,359,798	30,052			11,954
1 社会福祉費	1,118,967	42,006	1,160,973	30,052			11,954
1 社会福祉総務費	103,347	1,358	104,705				1,358
2 社会福祉施設費	12,011	578	12,589				578
6 障害者福祉費	429,044	40,070	469,114	30,052			10,018
7 商工費	195,711	1,000	196,711			1,000	
1 商工費	195,711	1,000	196,711			1,000	
5 追分振興費	10,561	1,000	11,561			1,000	
10 教育費	428,689	1,032	429,721			516	516
2 小学校費	72,112	1,032	73,144			516	516
1 学校管理費	63,773	1,032	64,805			516	516
歳出合計	4,853,457	61,163	4,914,620	30,052	0	1,516	29,595

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	489	越前バス待合所設置工事
19	負担金補助及び交付金	16,636	生活交通路線等維持費補助
28	繰出金	1,358	国民健康保険費特別会計繰出金
11	需用費	578	修繕料（老人福祉センタースプリンクラー改修）
20	扶助費	40,070	更生医療給付 1,866 障害者自立支援給付 37,864 障害者自立支援対策推進（事業運営安定化事業給付） 340
19	負担金補助及び交付金	1,000	第50回記念江差追分全国大会実行委員会補助
11	需用費	1,032	修繕料（南が丘小学校非常口等修繕）

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 道 支 出 金	地方債	その他		
役場庁舎警備委託	7,188			平成24 ～ 25	7,188					7,188
役場庁舎清掃委託	3,116			平成24 ～ 25	3,116					3,116
福祉バス運行委託	1,271			平成24 ～ 25	1,271					1,213
ひのき荘ボイラー代 行運転委託	2,725			平成24 ～ 25	2,725				2,725	
在宅型総合福祉施設 清掃委託	1,610			平成24 ～ 25	1,610				850	760
スクールバス運行委 託（小学校）	8,100			平成24 ～ 25	8,100					8,100
スクールバス運行委 託（中学校）	8,100			平成24 ～ 25	8,100					8,100

議案第2号

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,093,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成24年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成24年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費	1,358				1,358		
総務費	収納率向上対策事業費	収納率向上対策事業	1,447		1,439			8	
総務費	医療費適正化対策事業費	医療費適正化対策事業	3,923		550			3,373	
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	63					63	
計			6,791		1,989		1,358	3,444	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7道支出金		62,250	1,989	64,239
	2道補助金	52,911	1,989	54,900
10繰入金		186,709	1,358	188,067
	2一般会計繰入金	86,709	1,358	88,067
11繰越金		357	3,444	3,801
	1繰越金	357	3,444	3,801
歳入合計		1,087,029	6,791	1,093,820

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		24,192	6,728	30,920
	1 総務管理費	19,571	1,358	20,929
	4 対策事業費	0	5,370	5,370
3 後期高齢者支援金等		121,658	63	121,721
	1 後期高齢者支援金等	121,658	63	121,721
歳 出	合 計	1,087,029	6,791	1,093,820

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 道 支 出 金	62,250	1,989	64,239
10 繰 入 金	186,709	1,358	188,067
11 繰 越 金	357	3,444	3,801
歳 入 合 計	1,087,029	6,791	1,093,820

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	24,192	6,728	30,920	1,989		1,358	3,381
3後期高齢者支援金 等	121,658	63	121,721				63
歳出合計	1,087,029	6,791	1,093,820	1,989	0	1,358	3,444

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 道支出金	62,250	1,989	64,239
2 道補助金	52,911	1,989	54,900
1 財政調整交付金	52,911	1,989	54,900
10 繰入金	186,709	1,358	188,067
2 一般会計繰入金	86,709	1,358	88,067
1 一般会計繰入金	86,709	1,358	88,067
11 繰越金	357	3,444	3,801
1 繰越金	357	3,444	3,801
1 繰越金	357	3,444	3,801
歳入合計	1,087,029	6,791	1,093,820

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	2 特別調整交付金	1,989	特別調整交付金
	1 一般会計繰入金	1,358	一般会計繰入金
	1 繰越金	3,444	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	24,192	6,728	30,920	1,989		1,358	3,381
1 総務管理費	19,571	1,358	20,929			1,358	
1 一般管理費	19,246	1,358	20,604			1,358	
4 対策事業費	0	5,370	5,370	1,989			3,381
1 収納率向上対策事業費	0	1,447	1,447	1,439			8
2 医療費適正化対策事業費	0	3,923	3,923	550			3,373
3 後期高齢者支援金等	121,658	63	121,721				63
1 後期高齢者支援金等	121,658	63	121,721				63
1 後期高齢者支援金	121,648	63	121,711				63
歳出合計	1,087,029	6,791	1,093,820	1,989	0	1,358	3,444

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	761	一般職
3	職員手当等	343	扶養手当 △155 通勤手当 △24 時間外勤務手当 80 期末手当 123 勤勉手当 64 寒冷地手当 △69 退職手当組合負担金 324
4	共済費	254	共済組合負担金
3	職員手当等	114	時間外勤務手当
7	賃金	723	事務補助員外
8	報償費	30	講師謝礼
9	旅費	189	職員旅費
11	需用費	257	消耗品費 125 燃料費 87 印刷製本費 45
12	役務費	134	通信運搬費 30 広告料 45 手数料 59
4	共済費	456	社会保険料
7	賃金	3,397	レセプト点検員
9	旅費	40	職員旅費
11	需用費	30	消耗品費
19	負担金補助及び交付金	63	後期高齢者支援金

(4) 給与明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別	12	75					75		75
	計	12	75					75		75
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別	12	75					75		75
	計	12	75					75		75

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	3		8,829	5,867	14,696	2,813	17,509	
補正額			761	457	1,218	254	1,472	
補正後	3	0	9,590	6,324	15,914	3,067	18,981	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	234	156	1,953	1,031	95	297	70	
補正額	▲155	▲69	123	64		194	▲24			
補正後	79	87	2,076	1,095	95	491	46	0	0	
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考					
補正前				2,031						
補正額				324						
補正後	0	0	0	2,355						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	761	給 与 改 定 に 伴 っ て の 増 減 分			
		昇 給 に 伴 っ て の 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	761	人事異動に伴う増額	
職 員 手 当	457	制 度 改 正 に 伴 っ て の 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	457	人事異動に伴う増額 事業に伴う増額	343 114

議案第3号

江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について

江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を、次のように廃止するものとする。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

町における総合的な暴力団排除の取り組み態勢を整備する条例を制定するため。

江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例

江差町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成9年条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第4号

江差町暴力団排除条例の制定について

江差町暴力団排除条例を、次のように定める。

平成24年12月13日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

町における総合的な暴力団排除の取り組み態勢を整備するため。

江差町暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、江差町からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策の基本となる事項等を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となり暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展に寄与し町民が安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団をおそれないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策の実施に当たり、北海道（次項において「道」という。）及び北海道警察（以下「警察」という。）並びに、法第32条の2第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 町は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。
- 4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知り得たときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民は、基本理念に則り、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に則り、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、町又は警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（町の事務事業における措置）

第6条 町は、その発注する建設工事その他の町の事務又は事業（次項において「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たり暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知り得たときは、町に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けするものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設の利用の不許可等）

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次項において「町長等」という。）は、公の施設（町が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

（町民及び事業者に対する支援）

第8条 町は、町民等が暴力団又は暴力団員に対する訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に取り組み、及び町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町は、町民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報その他必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第11条 町民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 町民は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

2 町民は、前項に定めるものの他、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるものの他、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の任命について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]

2 氏 名 若 濱 博
[REDACTED]

平成24年12月13日提出

江差町長 濱 谷 一 治

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]

2 氏 名 松 村 俊 昭
[REDACTED]

平成24年12月13日提出

江差町長 濱 谷 一 治